

中山間地域等直接支払制度をめぐる事情

平成 2 7 年 7 月

農林水産省

1. 中山間地域の位置付け

○ 平野の外縁部から山間地に至る「中山間地域」は、国土面積の約7割、総人口の約1割を占めるとともに、農業生産額及び耕地面積の約4割を占めるなど、我が国農業・農村において重要な位置を占めているところ。

○ 中山間地域の主要指標（平成22年）

	全国 ①	中山間地域 ②	割合 (②/①)
国土面積	3,717万ha	2,714万ha	73%
総人口	1.28億人	0.15億人	12%
農業産出額	8.3兆円	2.9兆円	35%
耕地面積	459万ha	185万ha	40%
総農家数	253万戸	110万戸	44%
農業集落数	13万9千集落	7万2千集落	52%

資料：農林水産省「生産農業所得統計」（農業産出額）、「耕地及び作付面積統計」（耕地面積）、「世界農林業センサス」（総農家数、農業集落数）、総務省「国勢調査」（総人口）

注：「農業産出額」及び「耕地面積」の中山間地域の値は、農林水産省農村振興局中山間地域振興課が推計。

○ 「中山間地域」の定義

- ・ 農林統計に用いる農業地域類型のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせて「中山間地域」と呼んでいる。
- ・ 食料・農業・農村基本法第35条では、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」を「中山間地域等」と規定している。

この「中山間地域等」には、上の「中山間地域」に加え、地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法等）の対象地域などが含まれる。

【参考】

農林統計に用いる農業地域（要約）

都市的地域	人口密度が500人/km ² 以上、DID面積が可住地の5%以上を占める等都市的な集積が進んでいる旧市町村
平地農業地域	耕地率が20%以上、かつ、林野率が50%未満又は50%以上であるが平坦な耕地が中心の旧市区町村
中間農業地域	平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり、林野率は主に50%～80%で、耕地は傾斜地が多い旧市町村
山間農業地域	林野率が80%以上、かつ、耕地率が10%未満の旧市区町村

注1：DID（人口集中地区。Densely Inhabited District）：人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域。

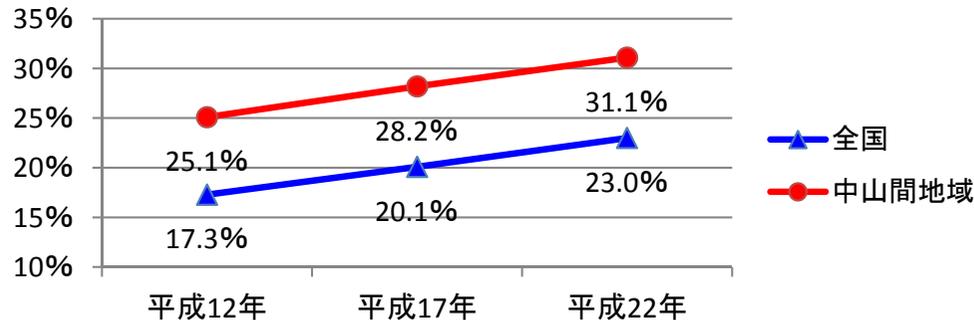
注2：旧市区町村：昭和25年2月1日時点の市区町村

2. 中山間地域等直接支払制度の導入の背景

- 中山間地域においては、高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行し、農業生産や集落機能を維持する上で厳しい状況。
- 食料・農業・農村基本法では、中山間地域等においては、農業生産活動が継続されるよう生産条件の不利を補正するための支援を行う旨を規定。これを受けて、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を開始。

○ 高齢化率及び人口の推移（全国と中山間地域の比較）

<高齢化率の推移>

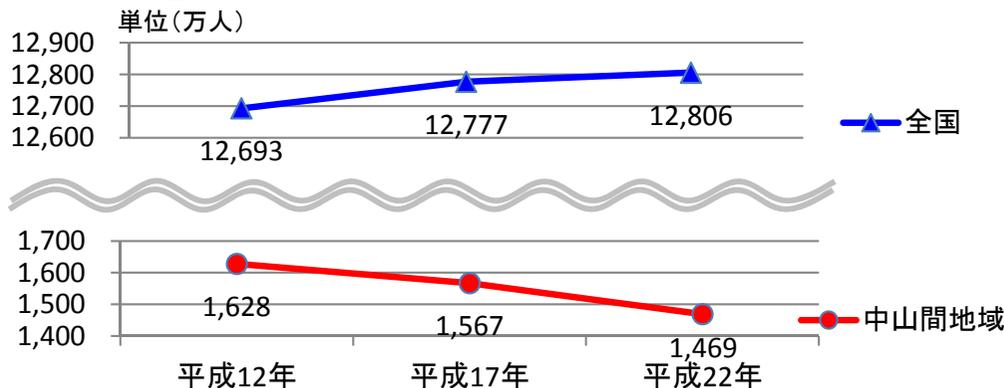


資料：総務省「国勢調査」

注1：高齢化率は、65歳以上の割合。

注2：平成17年及び平成22年の中山間地域の値は、旧市区町村単位により、農林水産省大臣官房政策課が集計。

<人口の推移>



資料：総務省「国勢調査」

○ 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（中山間地域等の振興）

第35条

- 1 国は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域（以下「中山間地域等」という。）において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産及び販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずるものとする。

○ 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月閣議決定）

- 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 3. 農村の振興に関する施策
 - イ 中山間地域等直接支払制度（抜粋）
中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度を引き続き実施することにより、条件不利地における農業生産活動を維持し、これを通じた多面的機能の確保を図る。

(参考) 中山間地域等直接支払制度創設までの経緯

- 欧州諸国においては、イギリスでは1940年から、フランスでは、1972年から、ドイツでは1974年から条件不利地域への支援策として、直接支払が、その他の支援策とともに採用されてきたところであり、1975年からは、EUレベルにおいても共通農業政策の中の一つの支援手法として採用されていた。
- この間、我が国の農業政策においては、条件不利地域に対して、農業生産基盤(水路・農道等)や農村生活環境基盤(集落排水施設等)の整備に対する補助率の嵩上げや農産物加工施設等の優先的な整備、他地域と比較して長期低利での資金融資などの優遇措置を実施してきた(注)が、個々の農業者等への直接支払による支援は採用していなかった。
(注)平成元年6月農政審議会報告「農業構造の改善・農村地域の活性化」では、平坦地域に比べ農業の生産性向上が困難な中山間地域について、「その立地条件等を生かした多様な農業を展開するとともに、国土の適正な維持・管理、地域の活性化等を図る観点からも、地域に賦存する農地の有効活用について総合的に配慮する必要がある」との認識の下に、各般の施策を講じることとされた。同報告を受けて、補助事業としての「中山間地域総合整備事業」や、農林漁業金融公庫の「中山間地域活性化資金」が創設された。
- 新たな農業基本法の制定を含む農政全般の改革について検討を行うために設置された「食料・農業・農村基本問題調査会(内閣総理大臣の諮問機関)」の答申(平成10年9月)において、「河川上流域に位置する中山間地域等の国土・環境保全等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む国民の生命・財産と豊かなくらしが守られていることを認識すべき」、「公益的な諸価値を守る観点から、公的支援策を講じることが必要」とされた。併せて、同答申では、中山間地域等への直接支払について、「新たな公的支援策として有効な手法の一つである」との評価がなされた。
- この答申を踏まえ、農林水産省がとりまとめた「農政改革大綱」(平成10年12月)において、中山間地域等への直接支払について「実現に向けた具体的検討を行う」こととされた。
- 平成11年1月、中山間地域への直接支払の具体的検討を行うため、「中山間地域等直接支払制度検討会」が設置され、同検討会における制度設計に関わる議論を経て、同年8月に「中山間地域等直接支払制度検討会報告」が取りまとめられた。
- その後、この検討会報告を踏まえ、平成12年度から、中山間地域等直接支払制度が実施に移された。

3. 中山間地域等直接支払制度の概要 ①交付要件、交付単価等

- 集落等を単位とする取決め(協定)を締結し、これに従って5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等に対して、単位面積当たり一定額を交付する仕組み。単価は、中山間地域等と平地との生産条件格差の範囲内で設定。
- 平成27年度予算においては、複数集落間の連携を促進するための支援の拡充等を行い、290億円を計上。

交付要件

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地 (田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上)
- ② 緩傾斜地 (田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等

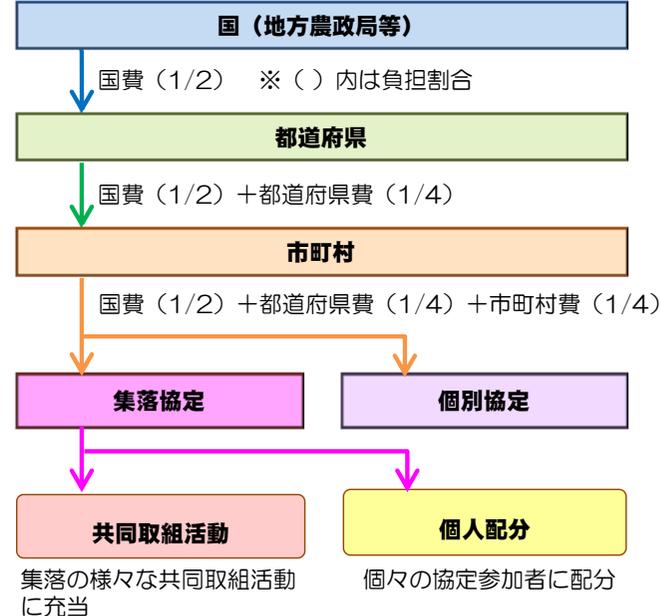
3. 交付金の使途

協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用することが可能

交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15°～)	11,500
	緩傾斜 (8°～)	3,500
草地	急傾斜 (15°～)	10,500
	緩傾斜 (8°～)	3,000
	草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜 (15°～)	1,000
	緩傾斜 (8°～)	300

交付金交付の流れ



3. 中山間地域等直接支払制度の概要 ②協定に定める活動内容、加算措置

- 協定には、適正な農業生産活動に加え、多面的機能の増進につながる活動を必須の事項として記載。これに加えて、農業生産活動等の体制整備のための、より前向きな活動を協定に位置づけた場合には、交付単価の10割を交付。
- さらに、一定の取組を行う場合の加算措置を講じているところ。

①農業生産活動を継続するための活動 基礎単価（単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等（必須）
例：耕作放棄の発生防止、
水路・農道等の管理（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動（選択的必須）
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、
体験農園、魚類等の保護

②体制整備のための前向きな取組 体制整備単価（単価の10割を交付）

- 例：
- ・ 農業生産性の向上に係る取組
（農作業の共同化、担い手への農地集積等）
 - ・ 女性・若者等の新たな人材の参画を得た取組
（新規就農者の確保、農産物の加工・販売等）



【機械の共同利用】



【ゆずの加工】

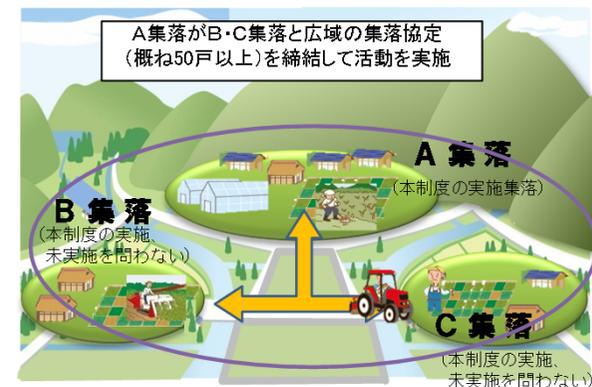
加算措置

① 集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】

複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動を維持するための体制づくりを支援

地目にかかわらず3,000円/10a

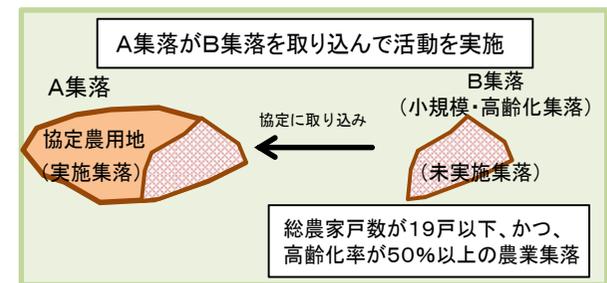


【小規模・高齢化集落支援】

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで行う農業生産活動を支援

田：4,500円/10a

畑：1,800円/10a



② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地(田：1/10以上、畑：20°以上)の農用地で行う保全や有効活用を支援

田・畑：6,000円/10a

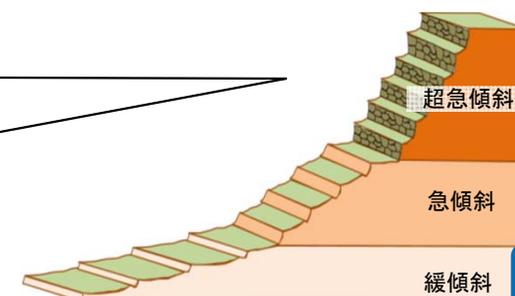
【対象活動の例】



石積み保全活動

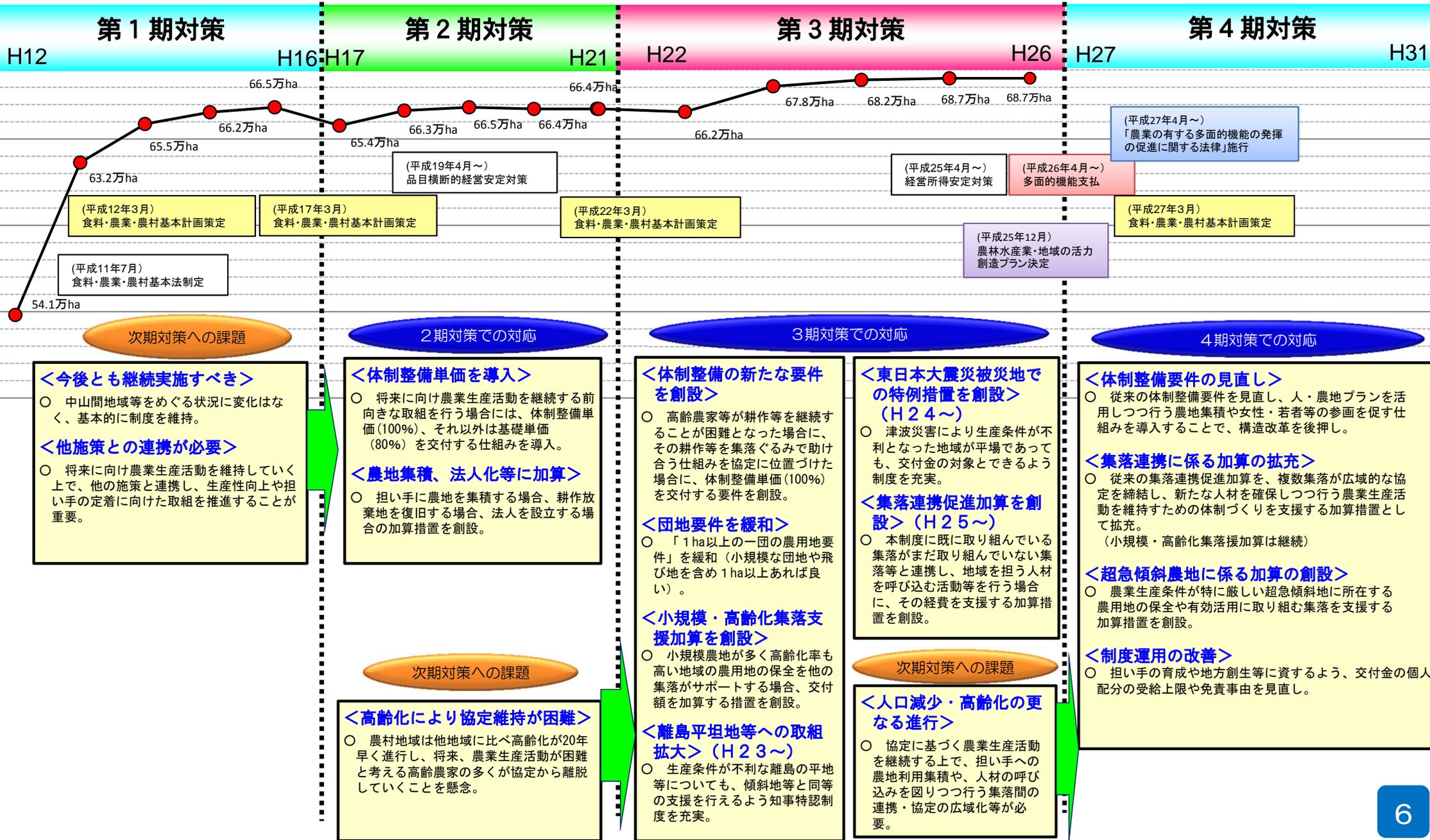


棚田オーナー制度



4. 中山間地域等直接支払制度のこれまでの経過

- 本制度は、平成12年度に創設して以降、5年を一期として対策を実施。
- 交付金の交付状況の点検・評価を踏まえ、時々の課題にも対応しつつ、必要な見直しを加えながら継続的に実施。



<今後とも継続実施すべき>

- 中山間地域等をめぐる状況に変化はなく、基本的に制度を維持。

<他施策との連携が必要>

- 将来に向け農業生産活動を維持していく上で、他の施策と連携し、生産性向上や担い手の定着に向けた取組を推進することが重要。

<体制整備単価を導入>

- 将来に向け農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合には、体制整備単価(100%)、それ以外は基礎単価(80%)を交付する仕組みを導入。

<農地集積、法人化等に加算>

- 担い手に農地を集積する場合、耕作放棄地を復旧する場合、法人を設立する場合の加算措置を創設。

<高齢化により協定維持が困難>

- 農村地域は他地域に比べ高齢化が20年早く進行し、将来、農業生産活動が困難と考える高齢農家の多くが協定から離脱していくことを懸念。

<体制整備の新たな要件を創設>

- 高齢農家等が耕作等を継続することが困難となった場合に、その耕作等を集落ぐるみで助け合う仕組みを協定に位置づけた場合に、体制整備単価(100%)を交付する要件を創設。

<団地要件を緩和>

- 「1ha以上の一団の農用地要件」を緩和(小規模な団地や飛び地を含め1ha以上あれば良い)。

<小規模・高齢化集落支援加算を創設>

- 小規模農地が多く高齢率も高い地域の農用地の保全を他の集落がサポートする場合、交付額を加算する措置を創設。

<離島平地地等への取組拡大> (H23~)

- 生産条件が不利な離島の平地等についても、傾斜地等と同等の支援を行えるよう知事特認制度を充実。

<東日本大震災被災地での特例措置を創設> (H24~)

- 津波災害により生産条件が不利となった地域が平場であっても、交付金の対象とできるような制度を充実。

<集落連携促進加算を創設> (H25~)

- 本制度に既に取り組んでいる集落がまだ取り組んでいない集落等と連携し、地域を担う人材を呼び込む活動等を行う場合に、その経費を支援する加算措置を創設。

<人口減少・高齢化の更なる進行>

- 協定に基づく農業生産活動を継続する上で、担い手への農地利用集積や、人材の呼び込みを図りつつ行う集落間の連携・協定の広域化等が必要。

<体制整備要件の見直し>

- 従来の体制整備要件を見直し、人・農地プランを活用しつつ行う農地集積や女性・若者等の参画を促す仕組みを導入することで、構造改革を後押し。

<集落連携に係る加算の拡充>

- 従来の集落連携促進加算を、複数集落が広域的な協定を締結し、新たな人材を確保しつつ行う農業生産活動を維持するための体制づくりを支援する加算措置として拡充。(小規模・高齢化集落援加算は継続)

<超急傾斜農地に係る加算の創設>

- 農業生産条件が特に厳しい超急傾斜地に所在する農用地の保全や有効活用に取り組む集落を支援する加算措置を創設。

<制度運用の改善>

- 担い手の育成や地方創生等に資するよう、交付金の個人配分の受給上限や免責事由を見直し。

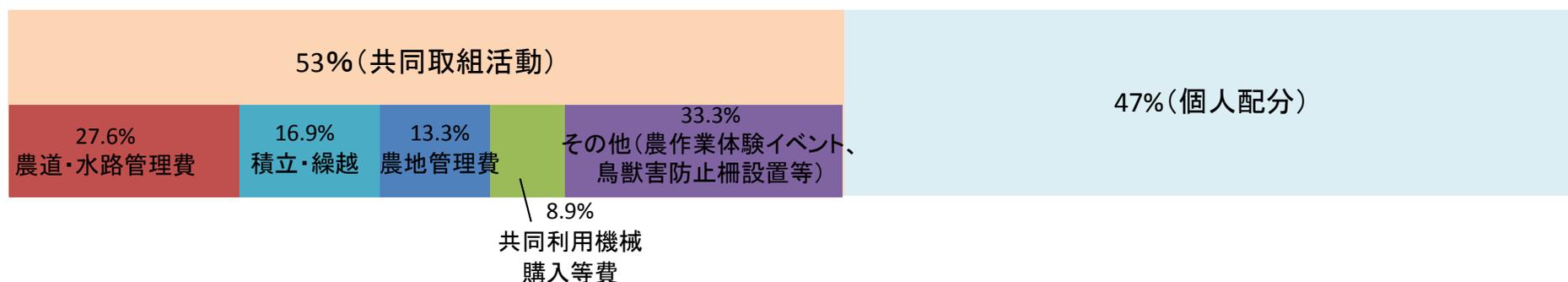
5. 第3期対策の実施状況及びその効果 ①

- 第3期対策では、交付面積が、平成22年度の66.2万haから、平成26年度の68.7万haへと2.5万ha増。
- 交付金の約53%が、農道・水路の管理費及び共同機械購入などの共同取組活動に活用。

1. 平成22年度～26年度の実施状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
協定数	26,937	27,570	27,849	28,001	28,078
交付面積 (ha)	662,356	677,633	682,404	686,845	687,220
協定参加者数 (人)	590,983	608,471	613,317	615,951	614,421
交付市町村数	985	993	993	996	998
交付額(百万円)	51,974	53,280	53,845	54,086	54,175

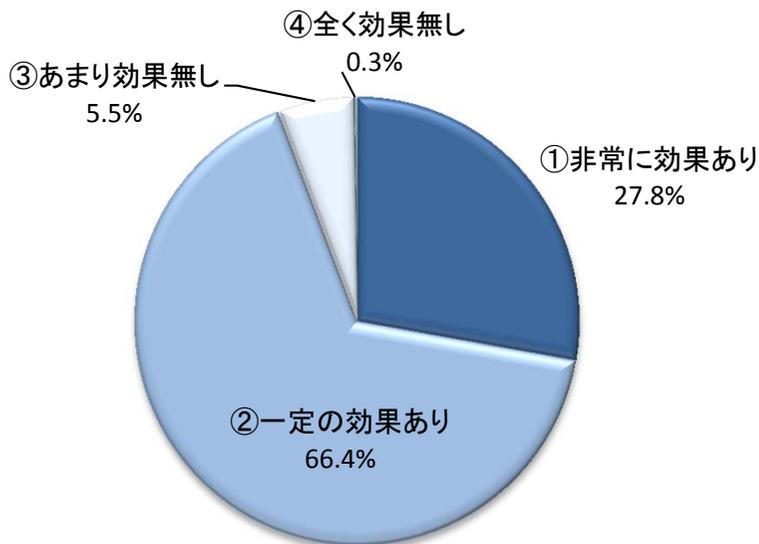
2. 平成26年度の交付金の使途(支出割合)



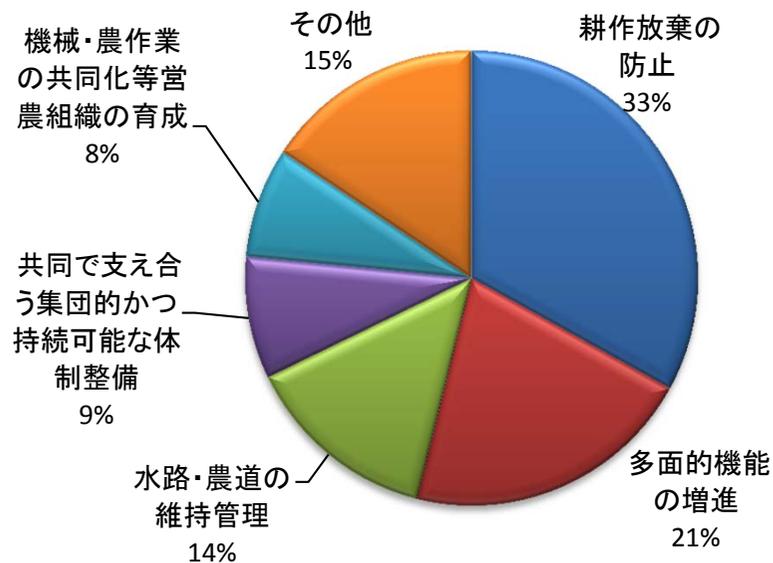
5. 第3期対策の実施状況及びその効果 ②

- 第3期対策の実施により、集落代表者の9割超が地域等への活性化に効果があったと回答。また、都道府県からは、「耕作放棄の防止」や「多面的機能の増進」等に効果があったとする意見。
- また、第3期対策の期間を通じて、約8万haの農用地の減少が防止されたと推計。

○ 地域等の活性化についての集落代表者へのアンケート (第3期対策中間年評価)



○ 最も効果があったと考える事項についての都道府県 へのアンケート (第3期対策最終評価)



○ 農用地の減少防止効果の推計 (第3期対策最終評価)

農用地の減少防止効果・・・約8万ha (うち、耕作放棄の発生防止効果・・・約3.7万ha)

[推計に当たっての仮定]

○ 農用地の減少防止効果

中山間地域等直接支払制度の対象となり得る地域であって、本制度に取り組んでいない集落における農地の減少率を算出(11.6%)し、中山間地域等直接支払制度を実施している地域(68.7万ha)において、もし本制度に取り組まなければ、同程度の減少率で農地が減少したと仮定。

○ 耕作放棄の発生防止効果

第3期対策期間中(H22~H25)の農地のかい廃面積率約46%(全国)を、上記の約8万haに乗じた数値。

6. 第4期対策のポイント

- これまでの制度の枠組みを維持しつつ、以下のような拡充・改善を図り、新たに第4期対策として実施。

協定に定める活動内容

- 体制整備単価の要件としての活動メニューを、
 - ① 「農業生産性の向上」に係るもの(A要件)
 - ② 「女性・若者等の参画を得た取組」に係るもの(B要件)の二つの柱に整理・再編。
- なお、「集団的かつ持続的な体制整備」(C要件)については、引き続き存置。

(注)

- ・ 交付金単価の10割を受給するためには、上記A～C要件のいずれかを選択。
- ・ C要件とは、協定参加者が活動の継続が困難となる場合に備えて、農用地をどのように耕作・管理するかをあらかじめ協定に位置づけておく仕組み。

加算措置

- 複数集落の連携に係る加算の拡充。
- 超急傾斜地の農地に係る加算の新設。

その他の運用の改善

- 個人配分の一人当たり受給額上限を引き上げ。
(100万円→250万円)
- 協定期間中に活動を継続できなくなった場合の交付金返還ルールの見直し。

全額免除となるケースとして、

- ・ 「地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設への転用」を追加
- ・ 「家族の病気その他これらに類する事由」を明文化等

7. 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律について

- 日本型直接支払制度(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)は、平成27年度以降、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施。
- 農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等農業の構造改革を後押し。

日本型直接支払制度の全体像

多面的機能支払
H27予算 48,251百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し。

支援対象

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- 共同活動: 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 共同活動: 植栽による景観形成、ピオトープづくり
- 長寿命化: 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



植栽活動

中山間地域等直接支払
H27予算 29,000百万円

中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地との生産コスト差を支援



中山間地域

環境保全型農業直接支払
H27予算 2,609百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



緑肥の作付け

※5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。

法律の概要

1. 農林水産大臣による「基本指針」の策定(第4条)
2. 都道府県知事による「基本方針」の策定(第5条)
3. 市町村による「促進計画」の作成

市町村は、基本方針に即して、農業の有する多面的機能の発揮を促進する事業(日本型直接支払の対象となる取組)の実施を促進する計画を作成(第6条)

4. 農業者団体等による事業計画の作成・実施

農業者の組織する団体等は、3の事業を実施する計画を作成し、市町村に認定申請。認定された事業計画に基づき事業を実施(第7条)

<日本型直接支払の対象となる取組>(第3条)

- ① 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組
 - 【多面的機能支払に相当】
 - イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組(農地維持支払に相当)
 - ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組(資源向上支払に相当)
- ② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組
 - 【中山間地域等直接支払に相当】
- ③ 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組
 - 【環境保全型農業直接支払に相当】

施行期日 : 平成27年4月1日

8. 中山間地域等直接支払制度の取組事例①

[広域的な集落営農法人を中核とした
高付加価値化・6次産業化等]

集落営農組織の法人化を契機に広域の集落協定を締結し、農業生産活動に加えて農産物の加工や直売、都市住民との交流活動も積極的に展開し、地域を活性化。

協定名・所在地

おだ
小田集落協定（広島県東広島市）

協定の概要

面積：140ha（田、畑） 交付金額：2,287万円
配分割合：個人 40%，共同取組活動 60%
参加者：農業者135人、農事組合法人1、水利組合8、その他1

地域の現状

- 小田地区は、東広島市の北東部（旧河内町）に位置し13集落からなる稲作主体の地域。
- 当地区では、少子化や集落人口の減少を受け、平成の大合併を契機に地域住民が主体となり自治組織「共和の郷・おだ」を設立（平成15年）。廃校を活動拠点として、地域活性化のために活動。
- 平成17年には、里帰りした県農業改良普及員OBが中心となって「農事組合法人 ファーム・おだ」を設立。旧村（小学校区）全体をカバーして農業生産活動を行う体制を確立。

法人が
中心と
なった
取組



【小田地区の様子】

取組の概要

- レストランを併設した直売所（「寄りん菜屋」）において、地元産の農産物やその加工品を販売。
さらに米粉を活用したパン製造のため、平成24年度には米粉パン工房（「パン&マイム（パントマイム）」）を設立。
- 市場ニーズに合わせた水稻品種の栽培（コシヒカリからヒノヒカリへの転換等）による「清流小田米」のブランド化。
- 女性や若い人材雇用の受け皿づくりと所得確保のため、大豆加工（味噌）や高収益野菜（アスパラガス・リーフレタス等）の導入による経営の複合化。

農業及び農業生産関連事業に係る法人の所得の比較
（平成18年） 約 940万円 → （平成25年） 約1,710万円
※法人の決算資料から当期利益の額を引用（構成農家数：154戸）

- 東広島市内を含む県内の都市住民を対象に、田植えまつりや収穫まつり体験を実施。



【清流小田米】



【米粉パン工房「パン&マイム」】

8. 中山間地域等直接支払制度の取組事例② [薬用作物の産地づくり]

自然条件を活かし、法人が中心となって、漢方薬メーカーとの連携により薬用作物を導入。

協定名・所在地

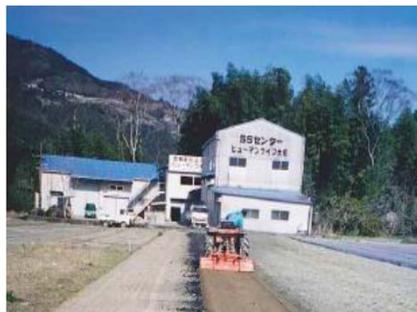
しみず くろせ ゆぎようじ かたおか くすがみ
 清水、黒瀬、遊行寺、片岡、楠神の
 5集落協定（高知県越知町）

協定の概要

面積：39ha（田、畑） 交付金額：526万円
 配分割合：個人 30%，共同取組活動 70%
 参加者：農業者94人、農事組合法人1

地域の現状

- 越知町は、高知県の中央部（高知市の北西約30km）に位置し、町内の農地（約566ha）のほとんどが急峻な山腹に散在した小規模な農用地。
- このような自然条件を活かして、古くからショウウガなどが栽培されてきたが、特に近年は薬用作物の栽培面積を拡大（昭和61年から漢方薬メーカーとの契約栽培を開始）。
- 平成2年に、生産農家が構成員となり「農事組合法人ヒューマンライフ土佐」を設立。



【ヒューマンライフ土佐】

- 中山間地域等直接支払には、平成12年度から取組を開始。同法人は平成18年度から、各協定に順次参加。

法人が中心となった取組

取組の概要

- 法人が、地域で栽培している薬用作物の「生産・加工・販売」まで一貫して管理することで、品質の維持及び生産量の確保を実現。
- 高齢な生産者には負担となる収穫作業等について、地域の若者を雇用して作業補助を行う仕組みを作り、担い手を育成。
- 構成員以外の町内の生産農家で生産された薬用作物も、法人が買い取り、加工・販売。
- 薬用作物の加工・乾燥調整までを自ら行い、付加価値を高めるとともに、契約販売により安定的な販路を確保。

【法人による薬用作物生産の概要】

- 生産品目 ミシマサイコ、サンショウ等
- 栽培面積 平成18年：42ha → 平成24年：128ha
- 組員数 平成18年：184名 → 平成24年：411名
- 売上額 平成18年：213百万円 → 平成24年：315百万円



【ミシマサイコ】

- セリ科ミシマサイコ属の多年草。
- 生薬：根を乾燥させたもの。
- 効能：食欲不振、胃炎、かぜ、中耳炎、解熱、鎮痛、解毒として抗炎症などに効果。



【サンショウ】

- ミカン科サンショウ属の落葉低木。
- 生薬：成熟果実を乾燥させ、種子をできるだけ取り除いたもの。
- 効能：抗腫瘍活性、免疫活性、局所麻酔、蛋白質消化、血流増加などに効果。

8. 中山間地域等直接支払制度の取組事例③ [かんきつの直売・加工品開発等]

法人が農地を引き受けるなど、地域のリーダー的な役割を果たしつつ、直売や加工、低農薬栽培等に取り組むことにより、かんきつ生産を高付加価値化。

協定名・所在地

きりはら
切原集落協定 (三重県南伊勢町)

協定の概要

面積：14ha (畑) 交付金額：131万円
配分割合：個人 42%、共同取組活動 58%
参加者：農業者15人、農事組合法人1

地域の現状

- 三重県東部(旧南勢町の北部)に位置し、五ヶ所湾に面した切原地区は、温暖な気候を活かしたみかん栽培の適地であったが、高齢化、後継者不足が進行。
- 平成12年に「農事組合法人 土実樹」が設立。現在は、同法人が中心となって農業生産活動を実施。
- 中山間地域等直接支払は、平成12年から取組を開始。平成17年から同法人が協定に参加し、現在は、協定農用地の約4割を耕作。
- 平成24年には、高齢となった農家から、新たに園地1.4haを引き受け。

法人が中心となった取組



【五ヶ所みかん】



【直売所】

取組の概要

- 消費者のニーズに合わせた多様な品種のかんきつ類(温州みかんのほか、せとか、津之輝など)を栽培し、法人直営の直売所やインターネットを通じて直接販売。
- ストレートジュースやアイスクリームなどの加工品を開発し、直売所やスーパー、特急の車内等で販売。
- 「みえの安心食材表示制度」(三重県内で環境に配慮した生産方法に取り組む生産者が生産した農産物を認証し、マークを発行する仕組み)の下で、認定を受け、農薬及び化学肥料の使用を節減した栽培方法を実施。

【法人によるかんきつ生産の概要】

生産面積：5.9ha (H19) → 7.2ha (H23)

生産量：224t (H19) → 233t (H23)



【加工品(ジュース、ゼリー)】



【みえの安心食材マーク】